

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画 (令和3年度～8年度)



市道44号線

鎌 ヶ 谷 市
令 和 年 月

目 次

1	計画の策定主旨	1
2	これまでの歩行者等の通行環境への取り組み	1
3	市内の道路・交通状況	3
(1)	歩道の整備状況	3
(2)	交通事故の発生状況	5
(3)	道路に対する市民の意識	8
(4)	求められる道路環境	9
4	第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画の策定方針	9
(1)	策定方針	9
(2)	計画の推進体制	10
5	第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画	11
(1)	位置づけ	12
(2)	めざす姿	12
(3)	成果目標	13
(4)	計画期間	15
(5)	計画の評価	15
(6)	計画の見直し	15
(7)	関連する事業や計画等	15
ア	都市計画道路整備事業	
イ	主要市道整備事業	
ウ	一般市道整備事業	
エ	歩道等整備事業	
オ	交通安全施設更新事業	
カ	広域幹線道路整備事業	
キ	交差点改良事業	
ク	国道464号くぬぎ山地区歩道整備事業	
ケ	国道及び県道の歩道整備、改良等	
コ	通学路安全対策事業	
サ	通学路整備事業	
シ	鎌ヶ谷市自転車ネットワーク計画	
ス	駅前広場整備	
セ	安全・安心な道路環境の確保	
ソ	啓発活動	

資料編

資料-1	歩道等整備事業の実績	27
資料-2	交通事故発生状況	47
資料-3	道路区画線等設置基準	55
資料-4	関係法令等	57

1 計画の策定主旨

道路における歩行者や自転車（以下「歩行者等」という。）の通行環境の整備は、高齢化社会の進展など社会情勢の変化に伴い、さらに重点的、継続的に取り組むべき施策となっています。

市では、鎌ヶ谷市総合基本計画―かがやレインボープラン21―において、「交通安全の推進」及び「安全でゆとりある道路の整備」という2つの施策を掲げ、この取り組みを総合基本計画が期間満了となる令和2年度末まで進めてきました。

この施策をさらに進めるため、これまでの歩行者等の通行環境の整備への取り組みを継続したうえで、令和3年度から新たにスタートする鎌ヶ谷市総合基本計画（前期基本計画）において、関連する事業や計画との連携強化と市民要望を考慮し、新たな対策を追加した総合的な歩行者等の安全確保を実施するための計画として、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画を策定し、推進していくこととします。

2 これまでの歩行者等の通行環境への取り組み

道路は人の移動や物資の輸送の機能を持ち、さらには公共空間としての役割を有し、私たちの生活に不可欠な社会資本として、市民生活の発展・向上に大きな役割を果たしています。そのため、道路における歩行者等の通行環境を整備していくことは、行政の重要な課題の一つとなっています。

道路の通行において、歩行者等の空間と自動車などの車両空間を分離する環境は、全ての道路において行えることが理想です。

実際に、国道や県道に代表される都市の主要な骨格をなし、主に通過交通を担う「幹線道路」では、車両の走行速度や交通量から、歩行者等の空間と車両空間を分けて整備しています。

他方、走行速度が低速で交通量も少なく、地区に住む人が地区内の移動や地区から幹線道路に出るまでに利用するいわゆる「生活道路」では、歩行者等の空間と車両空間を分離せずに整備しています。このように道路の持つ性質により、通行環境の整備手法は、異なることとなります。

また、幹線道路の整備には、用地の確保やその整備に多額の費用がかかることなどから、長期間に渡り行われるため、歩行者等の空間と車両空間を分離する環境を整えるには即効性のある対策とはなりません。

そこで、幹線道路を整備するまでの間や生活道路において、早期に対応を図り、歩行者等の通行の安全を確保するための対策が必要となります。

このような背景から、鎌ヶ谷市ではこれまで、幹線道路整備と併せて生活道路の安全対策を推進するために、歩行者等の安全な通行環境の確保を目的とし

た歩道等総合整備計画の施策を実施してきました。

この計画では、平成15年度から平成22年度までを対策期間とした第1次計画、平成23年度から平成27年度までの第2次計画、そして、平成28年度から令和2年度までの第3次計画において、「都市計画道路整備事業」、「主要市道整備事業」、「歩道等整備事業」の3つの推進項目を掲げて歩行者等の通行環境の整備を行ってきました。

その結果、令和元年3月末現在において、歩道については、約4.2kmを整備し、また、生活道路においては、路肩をグリーンに着色したグリーンベルトを約1.7km整備するなど、歩行者空間の確保を行ってきました。

こうした整備が進む中、鎌ヶ谷市における交通事故発生件数は、5ページのグラフに示すとおり、減少傾向がみられることから、これまでの歩道等整備計画による事業の実施には一定の効果があったものと考えています。

しかしながら、表-1に示すとおり、「鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画」の成果目標としていました「道路の状況」不満足度、都市計画道路整備率については、目標値に達しておらず、更なる取り組みが必要な状況です。

表-1 前計画（平成28年度～令和2年度）の成果目標と達成状況

指標名	現状値 (平成25年)	目標値 (令和2年)	達成状況
「道路の状況」不満足度 (市民意識調査)	66.4%	50.0%	65.7% (H30年度調査時)
都市計画道路整備率	33.0%	43.0%	33.2% (令和元年度末時点)
交通事故発生件数	487件	349件	205件 (令和元年度末時点)

出典：市民意識調査結果報告書（平成25年度・平成30年度）

出典：統計かまがや（令和元年度）

出典：千葉県交通白書（令和元年分）

※市民意識調査は5年毎に実施。

3 市内の道路・交通状況

(1) 歩道の整備状況

市内には、幹線道路としての機能を持つ「国道464号」、千葉県道の「船橋我孫子線」、「千葉鎌ヶ谷松戸線」、「市川印西線」、そして、「都市計画道路」が配置されています。さらに、これらを補完する「鎌ヶ谷市道」が整備され、市内に道路ネットワークが形成されています。

市が管理している市道は、比較的交通量の多い都市計画道路を含む主要市道と生活道路となる一般市道で構成され、その総延長は242.2kmを有しています。

そのうち、主要市道の延長は49.4kmで、この主要市道で歩道を有している延長は37.5km、歩道整備率は75.9%となっています。主要市道の歩道延長は、前計画策定時(31.9km)より5.6km増加しているものの、歩行者が安心して道路を利用できるよう更なる歩道整備が望まれています。

しかしながら、歩道の整備は、主に幹線道路で行われることから、歩行者等が安心して道路を利用するためには、歩道整備以外(例えばグリーンベルト等)による対策が必要であると考えられます。

表-2 鎌ヶ谷市内における市道の歩道整備状況

路線名	道路延長 (km)		歩道延長 (km)		整備率 (%) (B) / (A)
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	
主要市道※	49.4	20.0	37.5	88.6	75.9
その他道路	192.8	80.0	4.9	11.4	2.5
合計	242.2	100.0	42.4	100.0	17.5

出典：鎌ヶ谷市道路台帳（令和2年3月）

※主要市道とは二つの地域を結ぶ道路のうち、特に重要と位置付けた道路のことをいう。

表－3 鎌ヶ谷市内における国道の歩道整備状況

路線名	道路延長 (k m)	歩道延長 (k m)	整備率 (%) (B) / (A)
	(A)	(B)	
国道	5.9	5.6	94.9

出典：千葉県道路現況調書（平成31年4月1日）

表－4 鎌ヶ谷市内における県道の歩道整備状況

路線名	道路延長 (k m)	歩道延長 (k m)	整備率 (%) (B) / (A)
	(A)	(B)	
県道	10.7	10.1	94.4

出典：千葉県道路現況調書（平成31年4月1日）

表－5 都市計画道路整備状況

年度	計画延長 (k m)	整備済延長 (k m)	整備率 (%)
令和元年度	36.6	12.1	33.2

出典：統計かまがや（令和元年度）

※表－2、3、4の歩道延長とは、歩道（自転車歩行者道を含む）が道路の片側、または両側に設置されている延長（車道中心線上の延長）のことをいう。

(2) 交通事故の発生状況

市内で発生している交通事故の件数(人身事故)は、図1に示すとおり、対策を始めた平成15年は565件でしたが、令和2年(※)では239件と大幅に減少しており、交通事故による死傷者数についても平成15年は682人、令和2年(※)は270人と交通事故の件数以上に減少しています。また、表-6に示すとおり、近年では人口千人当たりの死傷者数も県内において少ない結果となっていることから、これまでの計画による事業実施や交通安全の啓発活動の効果があったものと考えています。

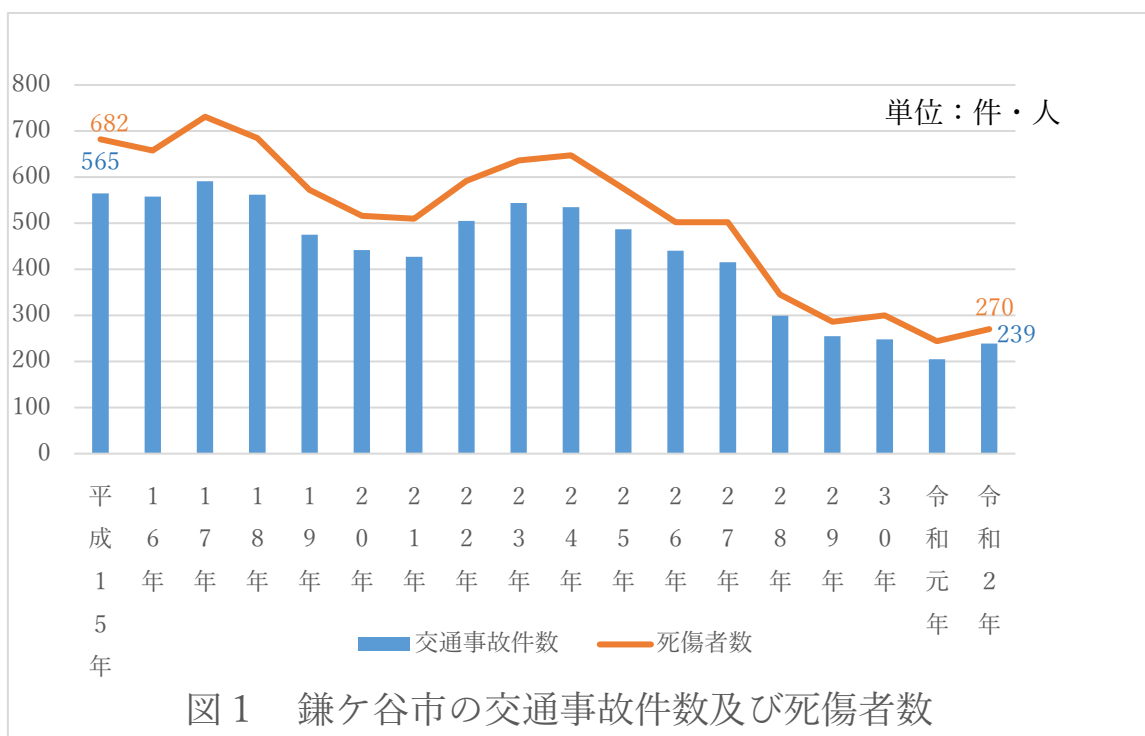


図1 鎌ヶ谷市の交通事故件数及び死傷者数

出典：千葉県交通白書

※令和2年の数字については、令和2年12月10日(木)時点。

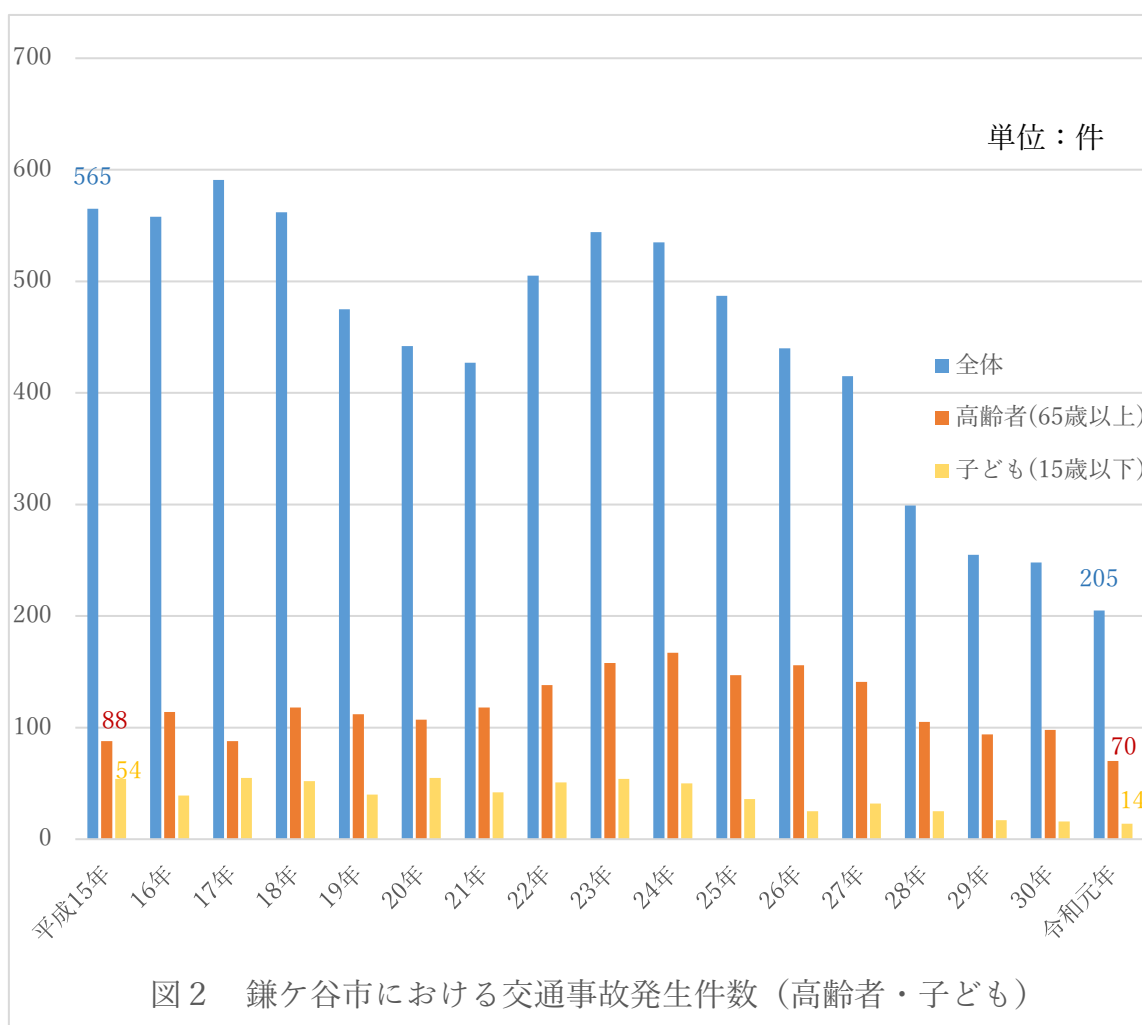
表-6 県内37市における人口千人当たりの交通事故死傷者数が少ない市

	1位	2位	3位
平成29年	2.4人(市川市)	2.6人(鎌ヶ谷市)	2.7人(南房総市)
平成30年	2.4人(大網白里市)	2.5人(八千代市、市川市)	2.7人(鎌ヶ谷市)
令和元年	2.2人(鎌ヶ谷市)	2.5人(習志野市、佐倉市、香取市、印西市)	2.6人(我孫子市、勝浦市)

出典：千葉県交通白書

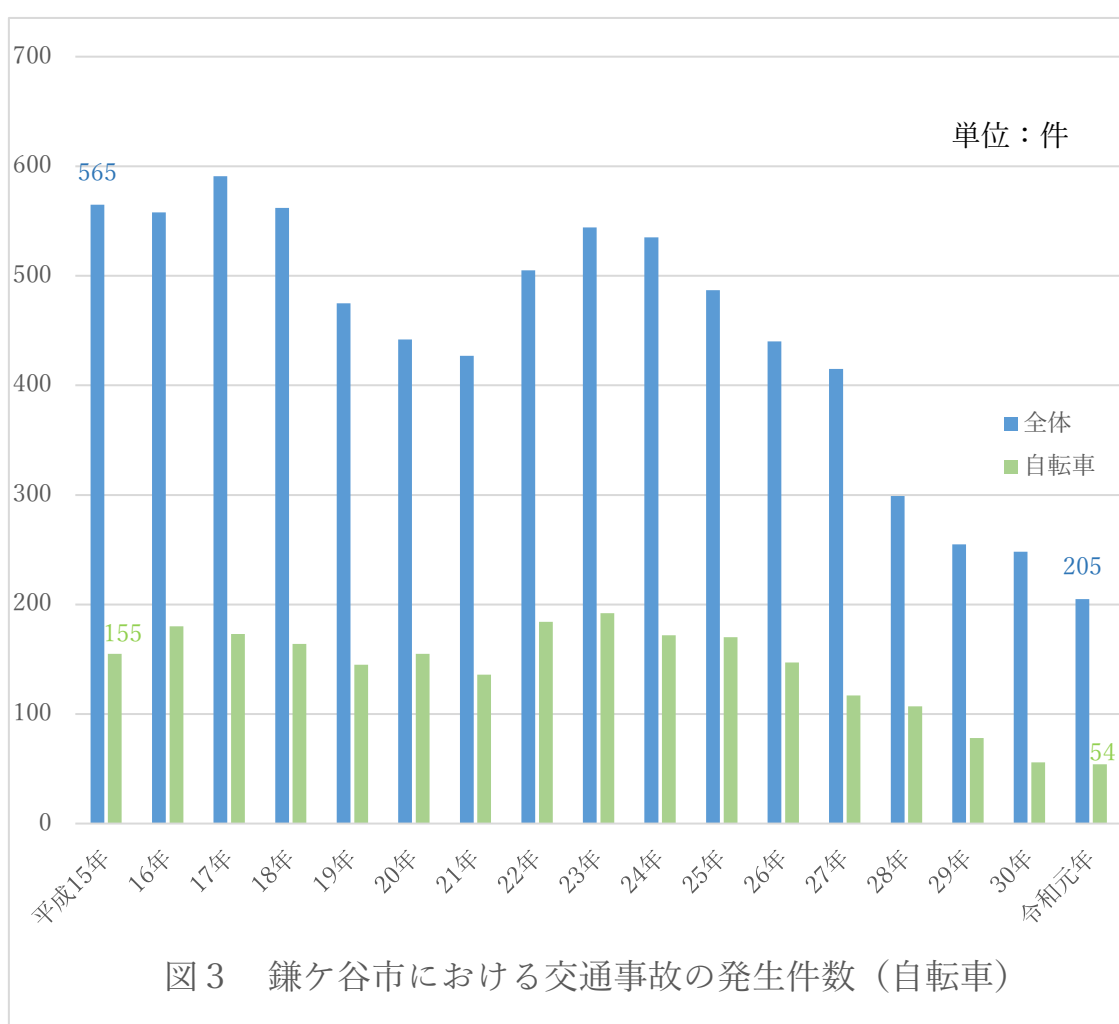
65歳以上の高齢者が関係する交通事故発生件数（人身事故）については、図2に示すとおり、過去増加傾向にありましたが、近年では減少の傾向にあります。

また、子ども（15歳以下）の交通事故発生件数についても、減少傾向にあり、通学路における安全対策を行う通学路整備事業との相乗効果と考えられます。



出典：千葉県交通白書

さらに、自転車の交通事故発生件数（人身事故）についても、図3に示すとおり、市内において近年は減少傾向にあります。しかしながら、多くが狭隘かつ混雑している道路事情を抱える本市では、交通事故における自転車事故の割合が概ね3割と県内でも比較的高い状況であり、自転車通行環境の整備はこれまで同様に課題となっております。



出典：千葉県交通白書

※自転車の交通事故件数は、自転車が関わる事故全てを含む。

(3) 道路に対する市民の意識

表-7に示すとおり、平成30年度に行った市民意識調査の「住み心地」の項目における現在の「(キ) 道路の状況」に対する不満は65.7%、「(ク) 交通事故防止のための安全対策」に対する不満は38.8%となっております。

また、表-8に示すとおり、今後の重要度に関して、「(キ) 道路の状況」については86.6%、「(ク) 交通事故防止のための安全策」は80.0%となっており、道路状況と交通事故防止には、依然として市民の高い関心が伺えます。

表-7 道路に対する市民の意識（現在の満足度）（単位：％）

	調査年度	満足			どちらともいえない	不満			無回答
		満足している	まあ満足している	合計		やや不満である	不満である	合計	
(キ) 道路の状況 (広さや舗装など)	25	2.5	12.0	14.5	14.8	33.2	33.2	66.4	4.4
	30	2.5	12.2	14.7	16.1	33.2	32.5	65.7	3.5
(ク) 交通事故防止 のための安全対策	25	1.2	11.1	12.3	42.2	24.1	15.9	40.0	5.5
	30	1.5	13.9	15.4	42.0	24.1	14.7	38.8	3.8

出典：市民意識調査結果報告書（平成25年度・平成30年度）

表-8 道路に対する市民の意識（今後の重要度）（単位：％）

	調査年度	重要			どちらともいえない	重要でない			無回答
		重要である	やや重要である	合計		あまり重要でない	重要でない	合計	
(キ) 道路の状況 (広さや舗装など)	25	57.4	29.2	86.6	6.2	1.0	0.4	1.4	5.8
	30	60.3	26.3	86.6	5.7	0.6	0.3	0.9	6.8
(ク) 交通事故防止 のための安全対策	25	52.6	30.2	82.8	9.6	0.5	0.4	0.9	6.8
	30	51.3	28.7	80.0	12.5	0.7	0.1	0.8	6.7

出典：市民意識調査結果報告書（平成25年度・平成30年度）

(4) 求められる道路環境

都市化に対し幹線道路の整備に時間を要することが原因で、機能的な道路ネットワークを形成できず、道路の機能が十分に発揮されていないことや、子どもや高齢者、障がい者を含めた誰もが安全で、安心して移動できるバリアフリー化された道路環境の整備が求められていることから、道路の利便性・安全性の確保は、今後も必要不可欠です。

交通事故件数についても、市内全体として減少傾向となっていますが、平成30年度に実施した市民意識調査における交通事故防止対策や道路状況に対する満足度は依然として低く、市民の道路への安全・安心に対する関心度からも市民要望は高いものと考えられます。

また、自転車の事故件数については、事故件数全体の概ね3割を占めていることから、自転車通行環境の整備も求められています。

4 第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画の策定方針

(1) 策定方針

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画は、社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの対策の成果や残された課題、交通事故の発生状況や、市民要望などを踏まえ、以下のポイントに重点を置いたものとします。

ア 関連する道路整備事業との連携を図った歩道等整備の推進

歩道を有する都市計画道路等を計画的に整備する事で、歩行者空間の確保など安全な道路環境を確保する。

イ 高齢者、障がい者、子どもなどの安全確保に重点を置いた歩道等整備の推進

高齢者、障がい者、児童、生徒、未就学児を含めた誰もが安全で、安心して移動できる快適な道路環境の確保を行う。

ウ これまでの対策の成果を踏まえた交通安全対策の推進

安全に利用できる道路環境の充実を図るため、これまでの歩道等総合整備計画の実績を踏まえ、計画的に交通事故防止のための安全対策を推進する。

※計画の詳細については、15ページの(7)関連する事業や計画等に記載。

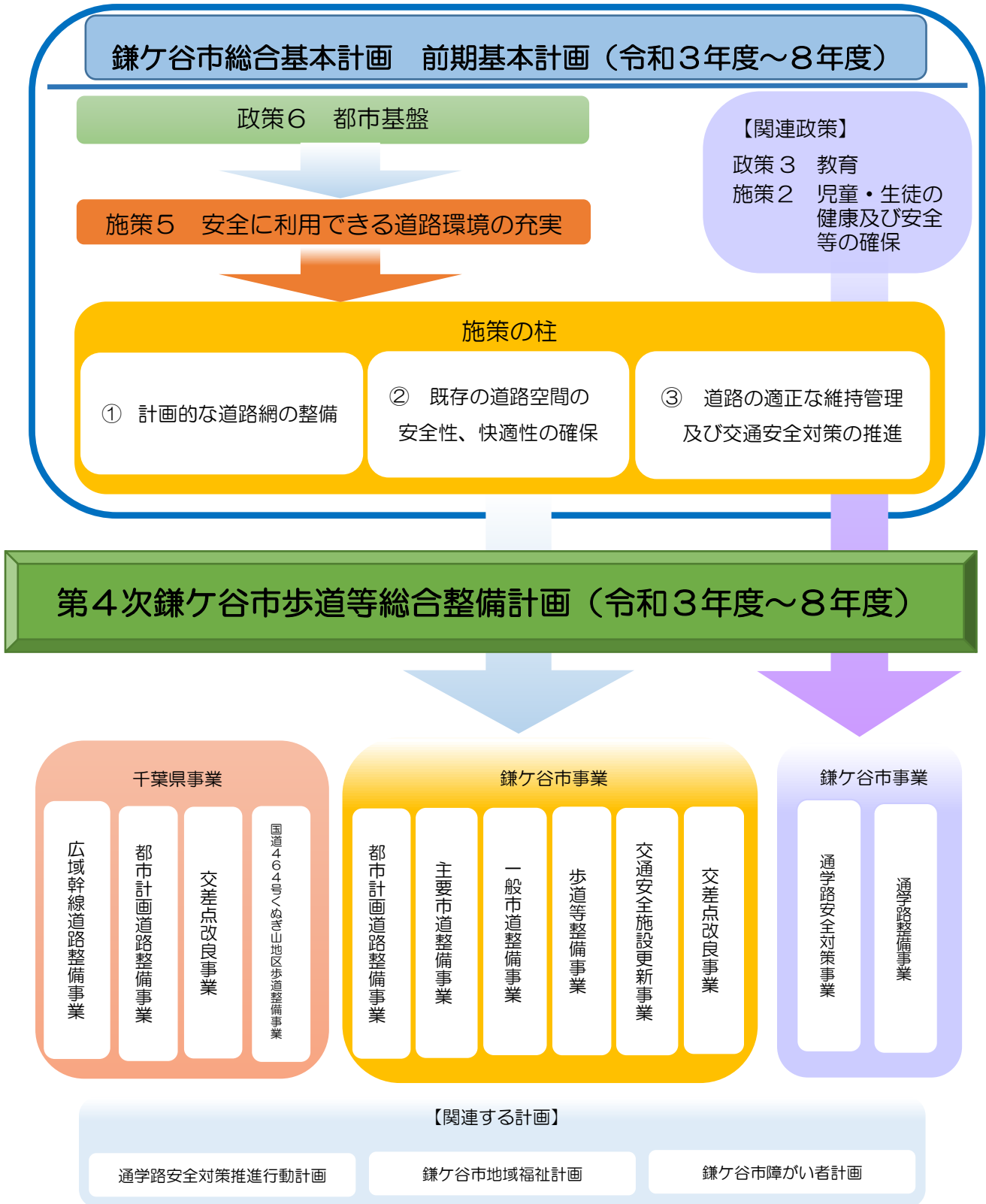
(2) 計画の推進体制

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画の推進にあたっては、歩行者等の通行環境の整備や安全対策に係る部局との連携を図る必要があることから、以下の関係部局と連携して施策を進めていきます。

内容	関連する計画等	備考
交通安全関係	歩道等整備事業 交通安全施設更新事業 鎌ヶ谷市自転車ネットワーク計画	道路河川管理課
道路整備関係	都市計画道路整備事業(県)(市) 主要市道整備事業 一般市道整備事業 広域幹線道路整備事業(県) 交差点改良事業(県)(市) 国道464号くぬぎ山地区歩道整備事業(県) 通学路整備事業	道路河川整備課
駅前広場整備関係	都市軸形成促進事業(初富駅前広場) 近隣商業拠点整備事業(北初富駅前広場)	都市計画課まちづくり室
通学路の安全対策関係	通学路安全対策事業	学校教育課学務保健室

5 第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画

<計画体系図>



(1) 位置づけ

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画は、鎌ヶ谷市総合基本計画の前期基本計画(令和3年度～8年度)に掲げる「政策6 都市基盤、施策5 安全に利用できる道路環境の充実」における3つの柱、「計画的な道路網の整備」、「既存の道路空間の安全性、快適性の確保」、「道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進」を実現するための計画として策定するものです。

(2) めざす姿

誰もが安全で快適に利用できる道路環境を整備するとともに、高齢者、障がい者、子どもなどが安心して移動できる、交通事故のない道路環境を確保します。

※鎌ヶ谷市総合基本計画の前期基本計画(令和3年度～8年度)に掲げる「政策6 都市基盤、施策5 安全に利用できる道路環境の充実」における「■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい」より引用。

政策6 都市基盤

施策5 安全に利用できる道路環境の充実

施策の柱

① 計画的な道路網の整備

目的：歩道空間等を有する都市計画道路等を計画的に整備することで、利便性の向上と交通渋滞の軽減を図ります。

施策の柱

② 既存の道路空間の安全性、快適性の確保

目的：誰もが安全で、安心して移動できる快適な道路を確保します。

施策の柱

③ 道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進

目的：交通安全施設などを整備し、誰もが安心して通行できる道路環境を整備するとともに、安全で快適な自転車利用環境の確保を図ります。また、歩道等の安全性の確保やバリアフリー化に取り組みます。

また、関連施策として、「政策3 教育、施策2 児童・生徒の健康及び安全等の確保」に掲げるめざす姿について、本計画により達成に寄与するよう取り組みます。

[施策のねらい]

児童生徒が、自らの健康の維持向上を図る能力や安全意識を身につけるための指導を行うとともに、安全で安心して学校生活を送れるよう、学校及び通学環境の向上を図ります。(以下省略)

※鎌ヶ谷市総合基本計画の前期基本計画(令和3年度～8年度)に掲げる「政策3 教育、施策2 児童・生徒の健康及び安全等の確保」における「■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい」より引用。

(3) 成果目標

鎌ヶ谷市総合基本計画(前期基本計画)に掲げられている「政策6 都市基盤、施策5 安全に利用できる道路環境の充実」における状態指標を本計画の目指す方向性とし、また各施策の柱の成果指標をそれぞれ本計画の成果目標として設定します。

<目指す方向性>

指標名	現状値	目指す方向性
市道延長	242 km (令和元年度)	↑
交通事故発生件数	205 件 (令和元年度)	↓

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画(前期基本計画)

<成果目標>

◆計画的な道路網の整備

指標名	現状値	目標値
都市計画道路整備率 (事業認可施工済区間/都市計画決定区間)	33.2% (令和元年度)	38.7%
都市計画道路事業認可区間における用地取得率	47.1% (令和元年度)	100%

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画（前期基本計画）

◆既存の道路空間の安全性、快適性の確保

指標名	現状値	目標値
主要市道、一般市道改良延長	717m (令和元年度)	870m
交差点改良事業における用地取得率	0% (令和元年度)	100%

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画（前期基本計画）

※「交差点改良事業における用地取得率」の現状値は、令和元年度から着手している事業箇所（市道5号線、市道22号線）であるため、「0%」としています。

◆道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進

指標名	現状値	目標値
交通安全教室の開催数	20回 (令和元年度)	22回
交通安全施設更新件数（累計）	77基 (令和元年度)	155基

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画（前期基本計画）

(4) 計画期間

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

(5) 計画の評価

計画の進捗については、毎年度事務事業評価に合わせ、事業の進行管理を行います。

(6) 計画の見直し

計画期間中に実施計画の見直しなど上位の計画が変更となった場合や、新たな対策が生じた場合は、必要な見直しを行います。

(7) 関連する事業や計画等

本計画で関連する事業や計画は、道路整備や交通安全施設等の整備、また、市内で実施する千葉県主体事業、さらに、関連事業として通学路整備事業や歩行者等の安全対策に関わる啓発活動を範囲とし、主な事業や関連する計画等は次のア～ソのとおりとします。

※ア、イ、ウ、カ、ク、サの表中の図面对象番号については23ページの図を参照。

◆事業のアイコン説明

幹	幹線道路対策	生	生活道路対策
子	子どもの交通安全対策	高	高齢者の交通安全対策
障	障がい者の移動円滑化	自	自転車の通行環境
事	事故防止につながる対策		

ア 都市計画道路整備事業（道路河川整備課）

都市の骨格を形成し、良好な市街地形成を誘導するとともに、様々な都市活動を支える根幹的な道路の整備事業



路線名	事業主体	整備延長 (m)	事業期間	備考	図面对象番号
3・4・5号 船橋我孫子 バイパス線	千葉県	280	自 平成13年12月10日 至 令和6年3月31日	両側歩道	あ
7・6・1号 富岡1号線	千葉県	380	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日		い
7・7・2号 初富線	千葉県	240	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日		う
7・7・3号 北初富線	千葉県	400	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日		え
8・7・1号 富岡2号線	千葉県	300	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日		お
3・3・16号 新鎌ヶ谷南線	鎌ヶ谷市	208	自 平成27年9月8日 至 令和4年3月31日	両側歩道	か
3・4・10号 中沢北初富線	鎌ヶ谷市	197	自 平成27年9月8日 至 令和4年3月31日	両側歩道	き
合計		2,005			

※表中の「事業期間」は事業認可期間であり、延長する可能性があります。

※い、う、え、おについては、歩道等供用形態については、関係機関と協議中です。

イ 主要市道整備事業（道路河川整備課）

市道の道路網の中心的役割を担う道路の整備事業



路線名	事業主体	整備延長 (m)	備考	図面对象番号
市道20号線	鎌ヶ谷市	260	両側歩道	ア
市道22号線	鎌ヶ谷市	70	片側歩道	イ
市道26号線	鎌ヶ谷市	100	片側歩道	ウ
市道5号線	鎌ヶ谷市	90	両側歩道	エ
合計		530		

ウ 一般市道整備事業（道路河川整備課）

住民の利便性と生活環境の向上を担う一般市道の整備事業



路線名	事業主体	整備延長（m）	備考	図面対象 番号
市道 2 1 0 7 号線	鎌ヶ谷市	230	片側歩道	A

エ 歩道等整備事業（道路河川管理課）

歩行者等の多い駅周辺や生活道路を対象に、新たな各種安全施設の整備を行う事業



整備内容	目標値	備考
事故多発箇所現地診断	12 箇所	警察・道路管理者等の関係者による共同現地診断
道路照明灯	6 基	
道路反射鏡	90 基	
道路区画線（文字含む）	15,000m	
防護柵	300m	
視線誘導標	18 基	
滑り止め舗装	1,200 m ²	
交通立看板	120 基	
道路標識	30 基	
グリーンベルト	6,000m	
車線分離標	60 基	
歩道段差解消	12 箇所	
ゾーン 3 0 指定	6 箇所	指定は警察で行い、区域内の安全対策は道路管理者が行う

オ 交通安全施設更新事業（道路河川管理課）

経年劣化により老朽化している交通安全施設の付け替えを行う事業

幹 生 事

整備内容	目標値	備考
道路反射鏡	120 基	20(基/年)×6(年)
道路照明灯（柱）	6 基	1(基/年)×6(年)

カ 広域幹線道路整備事業（道路河川整備課）

市街地の慢性的な交通混雑の緩和を図る道路の整備

幹 子 高 障 自 事

路線名	事業主体	整備延長 (m)	備考	図面対象番号
国道 464 号栗野バイパス (1 期区間)	千葉県	800	主要地方道船橋我孫子線から市道 4 号線まで	a

※北千葉道路については、早期事業化を国・県に要望する。

キ 交差点改良事業（道路河川整備課）

主要地方道（県道）及び市道の交差点改良整備

幹 子 高 障 自 事

交差点	事業主体	備考
鎌ヶ谷大仏交差点	千葉県	
市道 2 2 号線交差点	鎌ヶ谷市	
市道 5-1512 号線交差点	鎌ヶ谷市	

※位置については 2 3 ページ参照。

※初富交差点については、早期事業化を県に要望する。

- ク 国道464号くぬぎ山地区歩道整備事業（道路河川整備課）
くぬぎ山消防署から市道3135号線までについて、ボトルネック踏切対策となる歩道の整備

幹 子 高 障 自 事

路線名	事業主体	整備延長(m)	備考	図面対象番号
国道464号 (くぬぎ山地区)	千葉県	460	くぬぎ山消防署から市道3135号線まで	I

※ボトルネック踏切とは、交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生している踏切のことをいう。

- ケ 国道及び県道の歩道整備、改良等（道路河川整備課）
既存の国道及び県道における歩道整備、改良等に関する千葉県への要望

幹 子 高 障 自 事

路線	事業主体	備考
千葉県管理の国道及び県道	千葉県	

- コ 通学路安全対策事業（学校教育課学務保健室）
小・中学校の通学路における安全対策

幹 生 子 障 事

事業箇所	事業主体	事業内容	備考
小・中学校 通学路	鎌ヶ谷市	学校からの通学路実態調査やPTA要望などにより整備を行う。 グリーンベルト、看板、防護柵、滑り止めカラー舗装などの安全施設等の設置。	

サ 通学路整備事業（道路河川整備課、都市計画課まちづくり室）
小・中学校の通学路における道路拡幅や歩道の整備

幹 子 高 障 自 事

路線名	事業主体	整備延長（m）	備考	図面対象 番号
市道1号線	鎌ヶ谷市	800		i
市道49号線	鎌ヶ谷市	280		ii
市道11号線	鎌ヶ谷市	140		iii
合計		1,220		

シ 鎌ヶ谷市自転車ネットワーク計画（道路河川管理課）
安全で快適な自転車利用環境の整備

幹 自 事

路線名	事業主体	備考
市道18号線	鎌ヶ谷市	今後10年以内の整備を検討
市道37号線	鎌ヶ谷市	

ス 駅前広場整備（都市計画課まちづくり室）
市民が快適で安全に利用できる駅前空間の創出

幹 生 子 高 障 自 事

駅名	事業主体	備考
初富駅	鎌ヶ谷市	都市軸形成促進事業
北初富駅	鎌ヶ谷市	近隣商業拠点整備事業

※位置については23ページ参照。

セ 安全・安心な道路環境の確保



- (ア) 誰もが安全で安心して移動できるよう、段差のある歩道の解消や視覚障がい者誘導用ブロックなどによる移動の円滑化に取り組みます。
- (イ) 安全な歩行空間の確保が図れるよう、歩道上の放置自転車や違法看板等の路上障害物の撤去に取り組みます。

ソ 啓発活動（道路河川管理課）

市民の安全思想の啓発を行い、通行環境の向上を図る活動

事

- (ア) 歩行者等の安全な通行環境は、物理的な対策と合わせルールやマナーの遵守が重要なため、警察をはじめとする関係機関と連携を図り、全国交通安全運動や市の広報活動を行います。
- (イ) 「交通事故ゼロ」を目指し、千葉県交通安全条例第8条第2項の規定により、各関係機関と連携して、交通事故が多発している個所の現場において、共同現地診断を実施いたします。

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画 事業箇所（令和3年度～8年度）

柏市

通学路整備事業

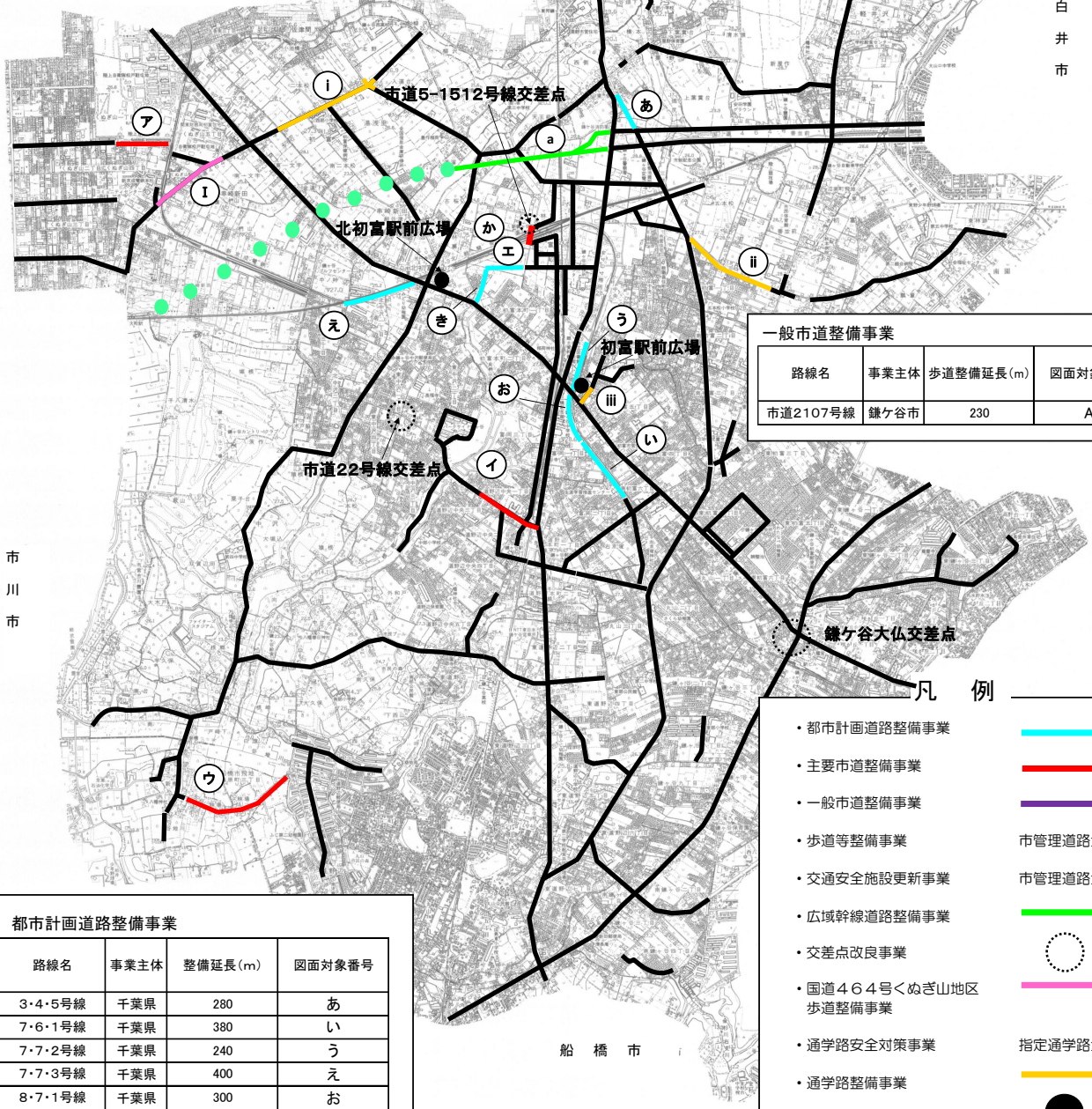
路線名	事業主体	計画区間(m)	図面対象番号
市道1号線	鎌ヶ谷市	800	i
市道49号線	鎌ヶ谷市	280	ii
市道11号線	鎌ヶ谷市	140	iii

主要市道整備事業

路線名	事業主体	歩道整備延長(m)	図面対象番号
市道20号線	鎌ヶ谷市	260	ア
市道22号線	鎌ヶ谷市	70	イ
市道26号線	鎌ヶ谷市	100	ウ
市道5号線	鎌ヶ谷市	90	エ

松戸市

白井市



一般市道整備事業

路線名	事業主体	歩道整備延長(m)	図面対象番号
市道2107号線	鎌ヶ谷市	230	A

市川市

鎌ヶ谷大仏交差点

凡例

- ・都市計画道路整備事業 —
 - ・主要市道整備事業 —
 - ・一般市道整備事業 —
 - ・歩道等整備事業 —
 - ・交通安全施設更新事業 —
 - ・広域幹線道路整備事業 —
 - ・交差点改良事業
 - ・国道464号くぬぎ山地区歩道整備事業 —
 - ・通学路安全対策事業 —
 - ・通学路整備事業 —
 - ・駅前広場整備
 - ・歩道設置済箇所
- 市管理道路全線 —
- 市管理道路全線 —
- 指定通学路全線 —

都市計画道路整備事業

路線名	事業主体	整備延長(m)	図面対象番号
3・4・5号線	千葉県	280	あ
7・6・1号線	千葉県	380	い
7・7・2号線	千葉県	240	う
7・7・3号線	千葉県	400	え
8・7・1号線	千葉県	300	お
3・3・16号線	鎌ヶ谷市	208	か
3・4・10号線	鎌ヶ谷市	197	き

船橋市

資料編

資料－１ 歩道等整備事業の実績

ア 都市計画道路整備事業（道路河川整備課）

都市の骨格を形成し、良好な市街地形成を誘導するとともに、様々な都市活動を支える根幹的な道路の整備事業

◆平成15年度～22年度計画実績

区分	路線名	事業主体	整備延長 (m)	事業期間	図面 対象番号	平成14年度迄 歩道整備済区間 (m)
当初 計画	3・1・1号 北千葉鎌ヶ谷線	都市機構	1,200 (南側)	自 昭和53年8月 至 平成19年3月	①	1,200 (北側)
	3・4・3号 駅前東線	鎌ヶ谷市	340	自 平成6年2月 至 平成21年3月	②	720
	3・4・4号 駅前西線	鎌ヶ谷市	243	自 平成11年11月 至 平成21年3月	③	
	3・4・5号 船橋我孫子バイパス線	千葉県	1,300	自 昭和43年3月 至 平成24年3月	④	5,220
	3・5・12号 道野辺新鎌ヶ谷線	鎌ヶ谷市	1,100	自 平成4年3月 至 平成19年3月	⑤	
	3・4・5号 船橋我孫子バイパス線	都市機構	541	自 平成7年3月 至 平成21年3月	⑥	
	3・3・9号 鎌ヶ谷中央線	都市機構	1,036	自 昭和63年10月 至 平成21年3月	⑦	512
	3・5・12号 道野辺新鎌ヶ谷線	都市機構	209	自 平成7年3月 至 平成21年3月	⑧	
	3・3・13号 新鎌ヶ谷駅前線	都市機構	436	自 平成7年3月 至 平成19年3月	⑨	
	3・3・15号 新鎌ヶ谷北線	都市機構	560	自 平成7年3月 至 平成21年3月	⑩	
	3・3・16号 新鎌ヶ谷南線	都市機構	439	自 平成7年3月 至 平成19年3月	⑪	
	区画道路	都市機構	1,971	自 平成7年3月 至 平成22年3月	—	
	歩行者専用道路	都市機構	922	自 平成7年3月 至 平成22年3月	—	
計		10,297	-	—		

追加	3・4・17号 道野辺富岡線	鎌ヶ谷市	231	自 平成11年11月 至 平成20年3月	⑫	
	3・4・7号 中沢鎌ヶ谷線	鎌ヶ谷市	314	自 昭和62年2月 至 平成23年3月	⑬	220
	計		545			
合計			10,842			

◆平成23年度～27年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長 (m)	事業期間	図面対象番号
3・5・12号 道野辺新鎌ヶ谷線	鎌ヶ谷市	74	自 平成18年12月19日 至 平成24年3月31日	⑭
3・4・5号線 船橋我孫子バイパス線	千葉県	0	自 平成13年12月10日 至 平成31年3月31日	⑮

◆平成28年度～令和2年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長 (m)	事業期間	図面対象番号
3・4・5号 船橋我孫子バイパス線	千葉県	0	自 平成13年12月10日 至 令和6年3月31日	—
3・4・10号 中沢北初富線	鎌ヶ谷市	0	自 平成27年9月8日 至 令和4年3月31日	—
3・3・16号 新鎌ヶ谷南線	鎌ヶ谷市	0	自 平成27年9月8日 至 令和4年3月31日	—
7・6・1号 富岡1号線	千葉県	0	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日	—
7・7・2号 初富線	千葉県	0	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日	—
7・7・3号 北初富線	千葉県	0	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日	—
8・7・1号 富岡2号線	千葉県	0	自 平成14年3月4日 至 令和7年3月31日	—

※表中の「事業期間」は事業認可期間であり、延長する可能性があります。

◆計画実績の合計

計画ごと	整備延長 (m)	備考
平成 15 年度～22 年度	10,842	
平成 23 年度～27 年度	74	
平成 28 年度～令和 2 年度	0	用地取得
合計	10,916	

イ 主要市道整備事業 (道路河川整備課)

市道の道路網の中心的役割を担う道路の整備事業

◆平成 15 年度～ 22 年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長 (m)	事業期間	図面対象番号
市道 4 号線	鎌ヶ谷市	105	平成 15 年度	I
市道 22 号線	鎌ヶ谷市	120	平成 18 年度	II
くぬぎ山交差点 (市道 1 号線)	鎌ヶ谷市	145	平成 16 年度	III
五本松交差点 (市道 10 号線×市道 15 号線)	鎌ヶ谷市	259	平成 14 年度 ～16 年度	IV
合計		629		

◆平成 23 年度～ 27 年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長 (m)	事業期間	図面対象番号
市道 4 号線	鎌ヶ谷市	95	平成 23 年度 ～24 年度	V
市道 8 号線・市道 14 号線交差点	鎌ヶ谷市	160	平成 21 年度 ～24 年度	VI
計		255		
市道 8 号線	鎌ヶ谷市	45	平成 27 年度	VII
市道 55 号線	鎌ヶ谷市	80	平成 23 年度	VIII
市道 5 号線	鎌ヶ谷市	60	平成 27 年度	IX

市道 28 号線	鎌ヶ谷市	140	平成 27 年度	X
市道 28 号線	鎌ヶ谷市	36	平成 27 年度	X I
市道 12 号線 (通学路整備事業)	鎌ヶ谷市	95	平成 27 年度	X II
計		456		
合計		780		

◆平成 28 年度～令和 2 年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長 (m)	事業期間	備考	図面対象番号
市道 22 号線	鎌ヶ谷市	134	平成 28 年度	用地取得、工事	X III
市道 20 号線	鎌ヶ谷市	0		用地取得	—
市道 26 号線	鎌ヶ谷市	0		用地取得	—
合計		134			

◆計画の実績合計

計画	整備延長 (m)	備考
平成 15 年度～22 年度	629	
平成 23 年度～27 年度	780	
平成 28 年度～令和 2 年度	134	
合計	1,543	



市道 22 号線 整備状況

- ウ 一般市道整備事業（道路河川整備課）
住民の利便性と生活環境の向上を担う一般市道の整備事業

◆平成28年度～令和2年度

路線	事業進捗率	用地進捗率	備考
市道2107号線	0%	0%	令和2年度から着手

- エ 歩道等整備事業（道路河川管理課）
歩行者の多い駅周辺や生活道路を対象に、各種安全施設の整備を行う事業

◆平成15年度～22年度計画実績

整備内容	計画値	実績	備考
道路区画線（文字含む）	36,670m	42,860m	
グリーンベルト	7,870m	6,230m	
道路標識	—	34基	
道路照明灯	—	31基	
道路反射鏡	—	161基	
防護柵	—	501m	
視線誘導標	—	39基	
交通立看板	—	177基	

◆平成23年度～27年度計画実績

整備内容	計画値	実績	備考
道路区画線（文字含む）	12,000m	22,000m	
グリーンベルト	5,000m	1,730m	
道路標識	50基	11基	
道路照明灯	28基	9基	

道路反射鏡	40 基	89 基	
防護柵	220m	153m	
視線誘導標	15 基	14 基	
交通立看板	100 基	120 基	
滑り止め舗装	1,000 m ²	1,588 m ²	
事故多発箇所現地診断	10 箇所	9 箇所	
ゾーン30指定	—	2 箇所	

◆平成28年度～令和2年度計画実績

整備内容	計画値	実績	備考
道路区画線（文字含む）	12,500m	13,800m	
グリーンベルト	5,000m	1,420m	
道路標識	35 基	1 基	
道路照明灯	5 基	1 基	
道路反射鏡	75 基	78 基	
防護柵	250m	1m	
視線誘導標	15 基	4 基	
交通立看板	100 基	102 基	
滑り止め舗装	1,000 m ²	178 m ²	
事故多発箇所現地診断	10 箇所	6 箇所	
車線分離標	50 基	39 基	
歩道段差解消	10 箇所	9 箇所	
ゾーン30指定	5 箇所	1 箇所	

◆計画の実績合計

整備内容	平成 15 年度 ～22 年度	平成 23 年度 ～27 年度	平成 28 年度 ～令和 2 年度	合計
道路区画線（文字含む）	42,860m	22,000m	13,800m	78,660m
グリーンベルト	6,230m	1,730m	1,420m	9,380m
道路標識	34 基	11 基	1 基	46 基
道路照明灯	31 基	9 基	1 基	41 基
道路反射鏡	161 基	89 基	78 基	328 基
防護柵	501m	153m	1m	655m
視線誘導標	39 基	14 基	4 基	57 基
交通立看板	177 基	120 基	102 基	399 基
滑り止め舗装	—	1,588 m ²	178 m ²	1,766 m ²
事故多発箇所現地診断	—	9 箇所	6 箇所	15 箇所
車線分離標	—	110 基	39 基	149 基
ハンブ保全	—	1,129 m ²	—	1,129 m ²
歩道段差解消	—	4 箇所	9 箇所	13 箇所
ゾーン 30 指定	—	2 箇所	1 箇所	3 箇所
通学路整備事業グリーン ベルト ※参考値	2,970m	3,577m	1,100m	7,647m



LED 道路照明灯（市道 2 4 号線）



道路反射鏡（市道 2 4 6 7 号線）



交通立看板（市道 3 7 号線）



車線分離標（市道 3 7 号線）



車止め（鋼製）（市道 3 7 号線）

オ 交通安全施設更新事業（道路河川管理課）

経年劣化により老朽化している交通安全施設の付け替えを行う事業

◆平成23年度～27年度計画実績（平成22年度より追加事業）

整備内容	計画値	実績	備考
道路照明灯	100基	38基	
道路反射鏡	100基	15基	

◆平成28年度～令和2年度計画実績

整備内容	計画値	実績	備考
道路照明灯	50基	20基	
道路反射鏡	15基	33基	

◆計画の実績合計

整備内容	平成23年度 ～27年度	平成28年度～ 令和2年度	合計
道路照明灯	38基	20基	58基
道路反射鏡	15基	33基	48基

カ 広域幹線道路整備事業（道路河川整備課）

市街地の慢性的な交通混雑の緩和を図る道路の整備

◆平成23年度～27年度計画実績（平成23年度より追加事業）

路線名	事業主体	整備延長	備考
国道464号栗野バイパス (1期区間)	千葉県	0.0km	主要地方道船橋我孫子線から 市道4号線まで

◆平成28年度～令和2年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長	備考
国道464号栗野バイパス (1期区間)	千葉県	0.0km	主要地方道船橋我孫子線から 市道4号線まで

◆計画の実績合計

路線名	事業主体	整備延長	備考
国道 464 号栗野バイパス (1 期区間)	千葉県	0.0 km	主要地方道船橋我孫子線から 市道 4 号線まで

※平成 18 年度に用地取得を開始。

- キ 交差点改良事業 (道路河川整備課)
主要地方道(県道)及び市道の交差点改良整備

◆平成 23 年度～27 年度計画実績(平成 23 年度より追加事業)

路線名	事業主体	備考
くぬぎ山交差点	千葉県	完了
鎌ヶ谷大仏交差点	千葉県	継続

◆平成 28 年度～令和 2 年度計画実績

路線名	事業主体	備考
鎌ヶ谷大仏交差点(継続)	千葉県	継続
市道 22 号線交差点	鎌ヶ谷市	継続
市道 3-4 号線交差点	鎌ヶ谷市	完了



市道 3 - 4 号線交差点



鎌ヶ谷大仏交差点

- ク 国道464号くぬぎ山地区歩道整備事業（道路河川整備課）
くぬぎ山消防署から市道3135号線までについて、ボトルネック踏切対策となる歩道の整備

◆平成28年度～令和2年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長	備考
国道464号 (くぬぎ山地区)	千葉県	0.0 km	継続



国道464号 整備状況

- ケ 国道及び県道の歩道整備、改良等（道路河川整備課）
既存の国道及び県道における歩道整備、改良等に関する千葉県への要望

◆平成28年度～令和2年度実績

路線	事業主体	備考
千葉県管理の国道及び県道	千葉県	継続

コ 通学路安全対策事業（学校教育課学務保健室）
小・中学校の通学路における安全対策

◆平成28年度～令和2年度計画実績（令和2年度9月末時点）

整備内容	実績	備考
道路反射鏡	3件	
道路区画線	400m	
防護柵	1,064m	
視線誘導標	5基	
滑り止め舗装	483㎡	
交通立看板	104基	
グリーンベルト	1,110m	
車線分離標	80基	



防護柵（市道12号線）



路側帯カラー舗装（グリーンベルト）
（市道56号線）



車線分離標（市道2334号線）



車止め（鋼製）（市道2339号線）

- サ 通学路整備事業（道路河川整備課、都市計画課まちづくり室）
小・中学校の通学路における道路拡幅や歩道の整備

◆平成28年度～令和2年度計画実績

路線名	事業主体	整備延長(m)	実績
市道1号線	鎌ヶ谷市	0	測量 設計 用地取得
市道49号線	鎌ヶ谷市	0	
市道11号線	鎌ヶ谷市	0	

- シ 鎌ヶ谷市自転車ネットワーク計画（道路河川管理課）
安全で快適な自転車利用環境の整備

◆計画実績

路線名	事業主体	備考
市道18号線	鎌ヶ谷市	平成30年度計画策定
市道37号線	鎌ヶ谷市	

- ス 駅前広場整備（都市計画課まちづくり室）
市民が快適で安全に利用できる駅前空間の創出

◆平成28年度～令和2年度計画実績

駅名	事業主体	実績
初富駅	鎌ヶ谷市	測量、設計、用地取得
北初富駅	鎌ヶ谷市	調査検討中

セ 安全・安心な道路環境の確保

◆平成28年度～令和2年度実績

整備内容	実績	担当課
歩道段差解消切り下げ工事	15ヶ所	道路河川管理課
音響装置付信号機	1箇所	鎌ヶ谷警察
視覚障がい者誘導用ブロック	適正に維持・管理	道路河川管理課
看板撤去	適宜実施	道路河川管理課
自転車撤去	1,166台 (平成28年度～令和元年度)	道路河川管理課
その他(ソフト面での整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車・放置自転車の取り締まり強化 ・商品や看板のはみ出し等の規制 	道路河川管理課



歩道段差解消切り下げ工事
(市道2766号線)



横断歩道の設置
(市道10号線)



信号機の設置（市道12号線）



音響装置付信号機の設置
（市道24号線）



視覚障がい者誘導用ブロック
（市道44号線）



車いす用スロープ（新鎌ヶ谷駅）



路上障害物等の撤去（市道44号線）



放置自転車撤去（市道4502号線）

ソ 啓発活動（道路河川管理課）

市民の安全思想の啓発を行い、通行環境の向上を図る活動

活動内容	事業主体	平成28年度 ～令和元年度	担当課
春の全国交通安全運動出動式	鎌ヶ谷市	毎年開催	道路河川管理課
秋の全国交通安全運動兼鎌ヶ谷市民大会	鎌ヶ谷市	毎年開催	道路河川管理課
街頭監視	鎌ヶ谷市	年4回開催	道路河川管理課



春の全国交通安全運動出動式

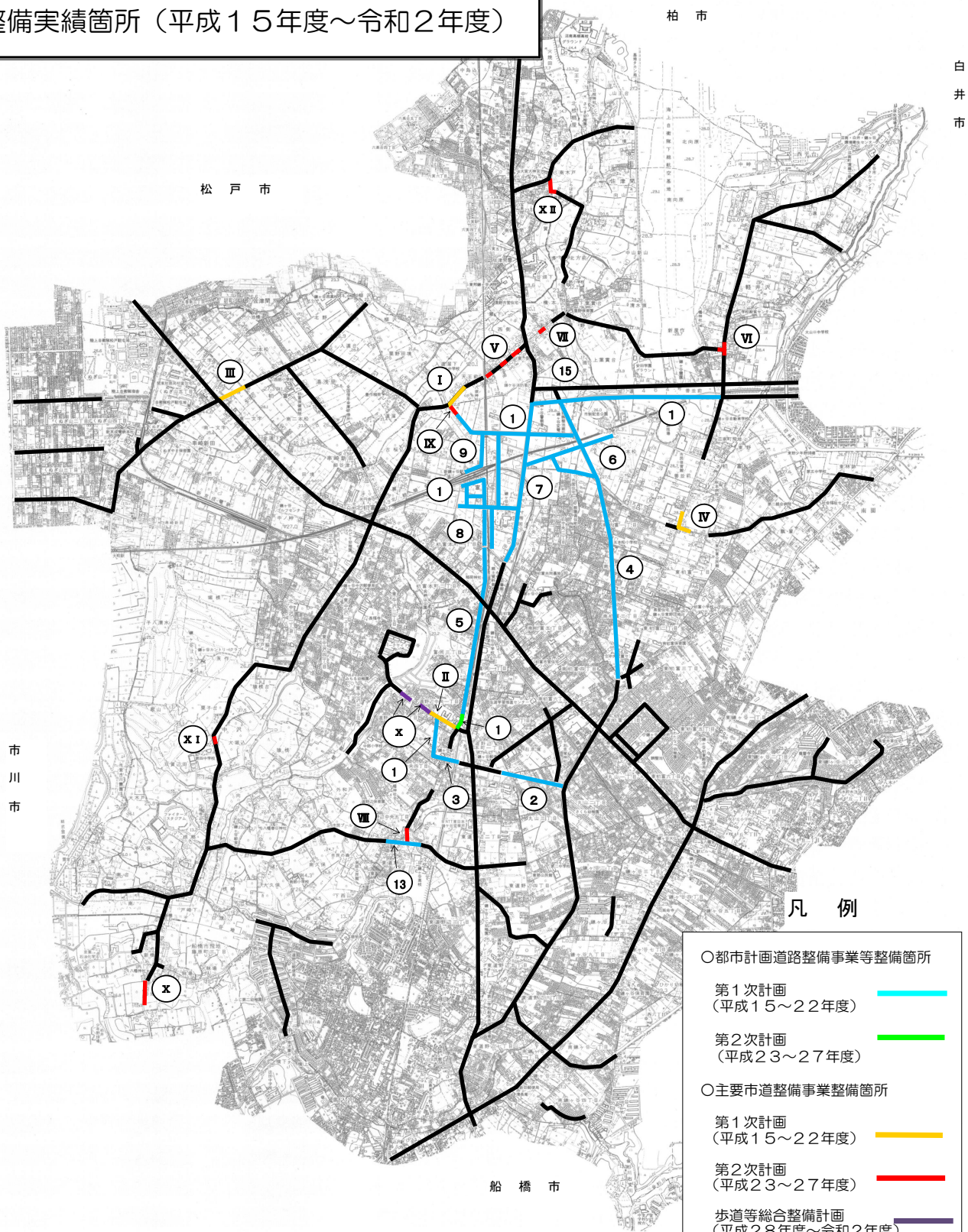


秋の全国交通安全運動兼鎌ヶ谷市民大会



街頭監視（市道12号線）

都市計画道路整備事業・主要市道整備事業
整備実績箇所（平成15年度～令和2年度）



凡 例

- 都市計画道路整備事業等整備箇所
 - 第1次計画（平成15～22年度） —
 - 第2次計画（平成23～27年度） —
- 主要市道整備事業整備箇所
 - 第1次計画（平成15～22年度） —
 - 第2次計画（平成23～27年度） —
- 歩道等総合整備計画（平成28年度～令和2年度） —
- 歩道設置済箇所 —

◆全体の事故状況（人身事故）

発生件数（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	948,281	952,720	934,346	887,267	832,704	766,394	737,637
千葉県	37,576	38,251	36,701	33,844	31,174	27,598	26,309
鎌ケ谷市	565	558	591	562	475	440	427

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	752,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201
千葉県	25,935	23,406	22,950	21,479	19,705	18,650	18,022
鎌ケ谷市	505	544	535	487	440	415	299

	29年	30年	令和元年
全国	472,165	430,601	381,237
千葉県	18,030	17,374	16,476
鎌ケ谷市	255	248	205

死者数（単位：人）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	7,768	7,436	6,937	6,415	5,796	5,209	4,979
千葉県	358	343	315	278	268	225	208
鎌ケ谷市	4	4	2	1	2	1	2

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	4,948	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904
千葉県	210	203	202	201	182	180	185
鎌ケ谷市	2	4	3	0	2	1	1

	29年	30年	令和元年
全国	3,694	3,532	3,215
千葉県	154	186	172
鎌ケ谷市	0	1	1

負傷者数 (単位：人)

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	1,181,681	1,183,617	1,157,113	1,098,564	1,034,652	945,703	911,215
千葉県	47,870	48,219	46,073	42,500	39,116	34,076	32,504
鎌ケ谷市	678	654	729	684	570	515	508

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	896,297	854,613	825,392	781,492	711,374	666,023	618,853
千葉県	32,199	28,888	28,554	26,853	24,525	23,262	22,396
鎌ケ谷市	590	632	643	576	500	501	344

	29年	30年	令和元年
全国	580,850	525,846	461,775
千葉県	22,106	21,160	19,904
鎌ケ谷市	286	299	243

◆子ども（15歳以下）の事故発生状況（人身事故）

発生件数 第1当事者 (単位：件)

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	8,919	9,358	9,008	8,357	8,143	7,588	7,243
千葉県	83	262	298	244	260	196	154
鎌ケ谷市	1	2	5	3	1	8	2

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	6,727	6,295	5,810	5,542	4,682	3,994	3,477
千葉県	185	174	147	177	151	118	101
鎌ケ谷市	7	4	3	3	2	4	5

	29年	30年	令和元年
全国	3,587	3,044	2,971
千葉県	98	105	123
鎌ケ谷市	5	1	3

発生件数 第2当事者（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	46,330	45,931	—	40,174	39,019	36,910	34,405
千葉県	2,525	2,514	2,385	2,142	2,032	1,918	1,840
鎌ヶ谷市	58	40	61	52	40	49	41

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	32,515	30,639	27,385	25,116	21,873	19,330	17,457
千葉県	1,687	1,508	1,364	1,248	1,110	997	902
鎌ヶ谷市	49	55	49	37	26	30	25

	29年	30年	令和元年
全国	17,111	15,397	—
千葉県	966	889	831
鎌ヶ谷市	15	19	12

死者数（単位：人）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	225	221	182	158	133	127	111
千葉県	16	16	7	12	10	5	9
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	111	114	92	94	84	80	74
千葉県	2	6	4	6	4	2	4
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	1

	29年	30年	令和元年
全国	67	79	52
千葉県	4	3	3
鎌ヶ谷市	0	0	0

負傷者数 (単位：人)

	平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
全国	90,493	90,920	88,447	82,067	79,620	73,071	68,834
千葉県	4,245	4,418	4,217	3,848	3,630	3,290	3,062
鎌ヶ谷市	85	58	97	76	69	64	57

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
全国	66,623	63,007	59,097	55,604	48,908	44,877	41,452
千葉県	2,917	2,554	2,444	2,388	2,068	1,976	1,823
鎌ヶ谷市	76	79	74	61	41	51	38

	29 年	30 年	令和元年
全国	39,420	34,735	30,823
千葉県	1,830	1,667	1,552
鎌ヶ谷市	21	23	23

◆ (65歳以上)の事故発生状況(人身事故)

発生件数 第1当事者(単位：件)

	平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
全国	94,816	100,930	104,455	105,714	108,922	107,499	110,154
千葉県	3,154	3,592	3,675	3,742	3,881	3,777	3,820
鎌ヶ谷市	36	43	50	65	62	57	75

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
全国	111,214	107,874	107,281	108,334	105,697	104,121	100,226
千葉県	3,892	3,794	3,898	3,828	3,864	3,860	3,803
鎌ヶ谷市	83	93	94	90	97	97	68

	29 年	30 年	令和元年
全国	98,481	93,490	87,002
千葉県	3,927	3,997	3,908
鎌ヶ谷市	68	70	44

発生件数 第2当事者（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	88,775	91,876	—	92,530	93,090	89,972	90,577
千葉県	3,374	3,670	3,660	3,577	3,680	3,468	3,584
鎌ヶ谷市	55	75	44	62	61	57	51

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	89,644	84,798	83,839	83,837	80,114	78,243	75,168
千葉県	3,450	3,329	3,352	3,192	3,123	2,981	3,017
鎌ヶ谷市	71	82	89	79	81	59	55

	29年	30年	令和元年
全国	71,499	67,297	67,830
千葉県	2,967	2,998	2,888
鎌ヶ谷市	41	41	38

死者数（単位：人）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	3,140	3,077	2,955	2,840	2,749	2,523	2,483
千葉県	125	119	112	109	119	89	90
鎌ヶ谷市	2	2	2	1	1	0	1

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	2,489	2,309	2,279	2,309	2,193	2,247	2,138
千葉県	103	89	98	100	95	98	99
鎌ヶ谷市	1	4	2	0	1	1	0

	29年	30年	令和元年
全国	2,020	1,966	1,782
千葉県	74	97	90
鎌ヶ谷市	0	1	0

負傷者数 (単位：人)

	平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
全国	125,012	129,354	129,266	129,517	129,580	123,560	124,100
千葉県	4,234	4,724	4,722	4,573	4,684	4,268	4,385
鎌ヶ谷市	66	81	59	78	69	68	66

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
全国	122,013	114,389	112,891	111,318	105,170	101,515	96,487
千葉県	4,244	4,000	4,125	3,965	3,867	3,610	3,578
鎌ヶ谷市	80	85	106	88	96	71	62

	29 年	30 年	令和元年
全国	90,932	84,656	76,376
千葉県	3,570	3,604	3,381
鎌ヶ谷市	56	50	47

◆自転車の事故発生状況 (人身事故)

発生件数 第 1 当事者 (単位：件)

	平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
全国	25,779	28,235	27,963	27,250	27,073	25,884	24,627
千葉県	177	1,085	1,091	1,031	1,032	778	741
鎌ヶ谷市	2	11	22	17	12	20	15

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
全国	23,609	22,227	20,891	19,617	17,857	15,929	14,497
千葉県	726	680	632	723	595	501	465
鎌ヶ谷市	23	18	14	17	22	9	15

	29 年	30 年	令和元年
全国	15,281	15,119	15,673
千葉県	438	513	530
鎌ヶ谷市	14	9	8

発生件数 第2当事者（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	159,252	163,653	—	151,032	148,104	140,963	135,655
千葉県	7,592	8,038	7,747	7,072	7,021	6,525	6,471
鎌ヶ谷市	153	172	156	150	135	139	121

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	131,813	125,402	114,417	104,460	94,277	85,290	78,928
千葉県	6,297	5,650	5,359	4,756	4,229	3,741	3,790
鎌ヶ谷市	169	177	160	159	132	110	95

	29年	30年	令和元年
全国	77,875	73,495	67,830
千葉県	3,931	3,892	3,665
鎌ヶ谷市	68	50	46

死者数（単位：人）

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	980	866	853	823	751	727	712
千葉県	45	47	51	49	53	39	44
鎌ヶ谷市	0	1	0	0	0	0	0

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	668	639	567	601	540	572	509
千葉県	32	26	34	30	21	28	25
鎌ヶ谷市	0	1	1	0	0	1	1

	29年	30年	令和元年
全国	479	453	433
千葉県	20	32	24
鎌ヶ谷市	0	0	0

負傷者数 (単位：人)

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	183,233	189,392	184,686	174,641	171,318	162,368	155,670
千葉県	7,918	9,005	8,655	7,880	7,789	7,115	6,991
鎌ヶ谷市	162	183	176	168	148	154	138

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	151,008	143,140	131,198	119,928	107,998	97,233	89,546
千葉県	6,787	6,109	5,813	5,254	4,611	4,087	4,093
鎌ヶ谷市	186	196	172	170	146	118	107

	29年	30年	令和元年
全国	88,889	83,930	78,549
千葉県	4,236	4,216	4,013
鎌ヶ谷市	76	56	53

※第1当事者とは、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。第2当事者において同じ。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽いものをいう。また、第2当事者とは、最初に交通事故に関与した車両等の運転者、歩行者又は物件のうち、第一当事者以外のものをいう。

資料－3 道路区画線等設置基準

これまでの歩道等整備計画では、道路幅員の狭い生活道路での歩行者の安全対策として、道路区画線やグリーンベルトとあわせ、各種交通安全施設の充実を図ってまいりました。

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画においては、この対策を継続し、市民からの要望による整備やこれまでに設置した、各種交通安全施設の適正な保全に努めていきます。

市民の皆さんからの要望に際しては、各種法令や技術基準などの他、以下の設置基準(条件)に照らし設置を行っていきます。

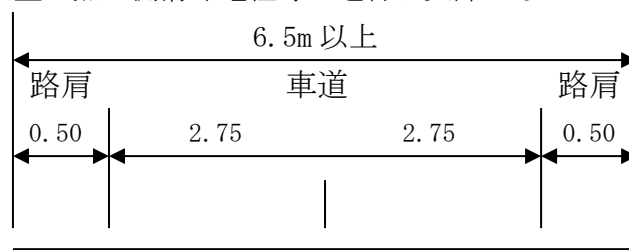
(1) 道路区画線の設置基準

A) 既にセンターラインがある道路

《条件》 ○道路の総幅員が 6.5m 以上かつ、センターラインから道路端まで各幅員 3.25m以上を有していること。

○路肩については、車道寄りに最低 50cm の側方余裕があること。

※蓋の無い側溝や電柱等で通行に支障がないこと。



B) センターラインが無い場合

《条件》 ○道路の総幅員が最低 4.5m (片側施行の場合) 以上であること。

ただし、交通量の多い箇所(幹線道路)は、道路の総幅員が最低 6.0m (片側施行の場合) 以上であること。

○路肩については、車道寄りに最低 50cm の側方余裕があること。

※蓋無U字溝や電柱等で通行に支障がないこと。

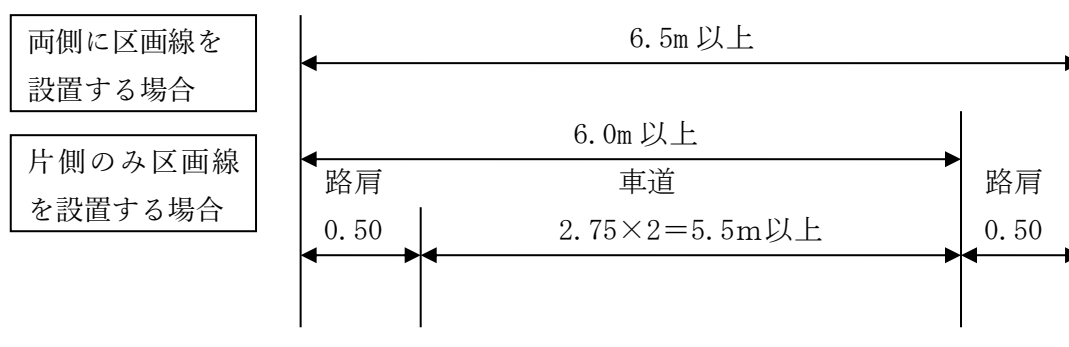
《住宅地などの生活道路の場合》

両側に区画線を
設置する場合

片側のみ区画線を
設置する場合



《幹線道路（交通量の多い路線）の場合》



※道路区画線を設置するための判断材料として、道路の位置付け（幹線道路又は生活道路）が問われることとなりますが、この選定基準については、今後事業執行に先立ち、警察など関係機関と協議を行い判断して行います。

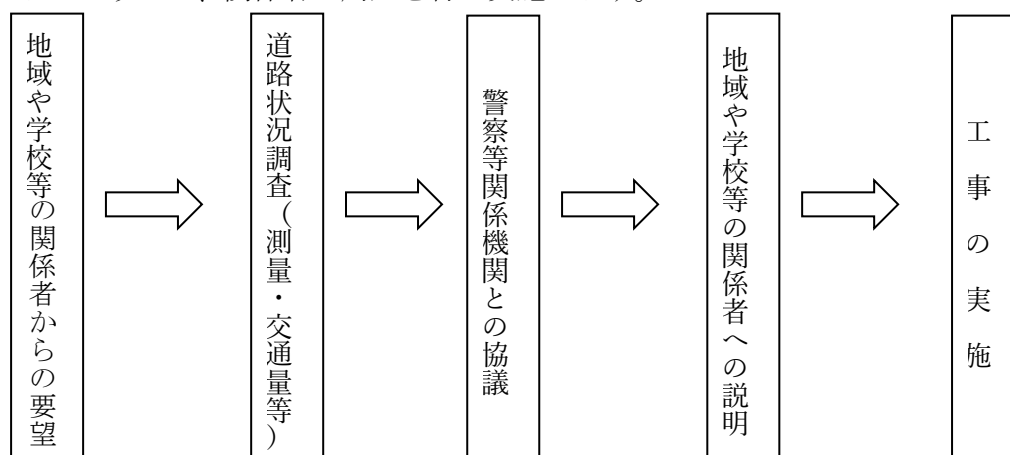
(2) 路側帯グリーンベルトの設置基準

上記(1)によって道路区画線が設置され、路肩が確保された以下の箇所について整備を行います。

- ① 小・中学校の通学路に指定されている。
- ② 駅施設を中心に歩行者や自動車の交通量が多い。
- ③ 公共施設（公民館・公園・保育園・郵便局・消防署・警察等）に近接している。
- ④ 公益施設（幼稚園・病院・社会福祉施設等）に近接している。
- ⑤ ヒヤリハット体験や交通事故が多く発生している。
- ⑥ その他、地域で危険性が認められている市道。

(3) 関係機関・団体との協議

道路区画線やグリーンベルトの設置については、道路交通環境の変化がともなうことから、交通管理者である警察及び地域の代表者や学校等の意見を踏まえたうえで、関係者へ周知を行い実施します。



資料－４ 関連法令等

1 道路構造関係

- (1) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- (2) 道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）
- (3) 県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年 7 月 13 日千葉県報号外第 36 号）
- (4) 鎌ヶ谷市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 12 号）

2 道路交通関係

- (1) 道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）

3 標識・路面標示関係

- (1) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）
- (2) 県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例（平成 24 年 7 月 13 日千葉県報号外第 36 号）
- (3) 鎌ヶ谷市道路標識の寸法を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号）
- (4) （通達）法定外表示等の設置指針について（平成 30 年 12 月 14 日警察庁交通局交通規制課長）
- (5) （通達）ゾーン 30 の推進について（平成 31 年 3 月 28 日警察庁交通局長）

4 移動円滑化関係

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 18 年法律第 91 号）
- (2) 県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 24 年 7 月 13 日千葉県報号外第 36 号）
- (3) 鎌ヶ谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号）

5 自転車利用関係

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年 11 月 25 日法律第 87 号）
- (2) 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月国土交通省道路局・警察庁交通局）
- (3) 鎌ヶ谷市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 58 年 3 月 26 日条例第 3 号）
- (4) 鎌ヶ谷市自転車等の駐車対策基本方針（令和 3 年度～）

今から75年前の鎌ヶ谷の道路



昭和20年の鎌ヶ谷大仏十字路

鎌ヶ谷市郷土資料館所蔵

第4次鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画

(令和3年度～8年度)

発行 令和 年 月
編集 鎌ヶ谷市都市建設部道路河川管理課
〒273-0195
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
TEL 047(445)1141
FAX 047(445)1400

※鎌ヶ谷市総合基本計画等から引用している部分（ページ数等）については変更になる可能性があります。